

令和2・3年度建設工事の県入札参加資格の申請期間は 12月2日から1月31日までです。
県入札申請は市町村宛て指名願の前手続きになり、年末までに経審を受けることが必要です！



アスベスト(石綿)が練り固められているスレート板や石膏板が新たに規制の対象に加わり建物の改修や解体に携わる業者には石綿使用の有無の調査と飛散防止対策が義務付けられる見通しです。日本は欧州に比べて対策が遅れ2006年ようやく原則使用禁止に。飛散した細かい繊維を吸い込むと中皮腫や肺癌を発症する恐れがあり、吹き付けではなく練り固められていても、重機で破碎する際に飛散す

る恐れがあると言います。環境省の実験でも飛散が確認されており、業者はもちろん近隣住人にも健康被害が…。2028年頃が解体のピークで新たに規制対象となる工事数は現在の5~20倍に！ところが問題は事前調査で、業者の知識不足等で見落としの恐れが…。専門的な講習を受けた資格者がきちんと調査をするような罰則の強化を含むシステム作りが必要…とされていますが、飛散防止の対策工事も作業手引きの指導等施工業者への啓発が必要に。

石綿規制で
来年法改正 **事前調査** と飛散防
止義務化



「老後2000万円不足問題の刑地獄！」との見出しでジャーナリストの鈴木哲夫氏の解説記事が週刊誌で報じられたのは参院選前の事でした(7/7サザン毎日)。6月に金融庁の審議会WGの報告書が「平均的な無職の高齢夫婦(夫65才↑妻60才↑)では、毎月約5万円の赤字が生じ、夫が95才になるまでの30年間で約2000万円生活費が不足する…」という試算を公表してから「100年安心年金」は嘘だったのか！との不安と不信が国民の間に渦巻くようになりまし

た。国は「100年安心というのは年金制度が向こう100年維持される…という意味」で「年金額がずっと安定的に受給できるという意味ではない」と強弁し、麻生副総理が報告書を受け取らず「なかった事」にしたので話がこじれました。1人暮らし高齢女性の貧困率は56%…憲法が保障する健康で文化的な最低限度未満の生活の高齢者が1/4と言う現実

政権が隠し続けた **老後資金** 不足と高齢者の貧困…



経審・県入札の説明会が10月中に建設業法の解説も兼ねてあります。日程は土木事務所毎に…10/9 豊後大野・竹田 /10 中津・宇佐 /11 臼杵・佐伯 /16 玖珠・日田 /17 国東・高田 /23 大分
「住宅かし担保履行法」による最近6か月間に引き渡した新築住宅の届出は、10/21 までです。